

国際収支マニュアル第7版（BPM7）における暗号資産の扱い —計上原則の整理と残された課題

日本大学 武田英俊

近年の金融・経済の発展を踏まえ、世界の統計コミュニティの専門家は、2010年代以降、国際収支マニュアル等のマクロ経済統計に関する国際基準改訂プロジェクトを進めてきた。その結果、2025年3月に国連統計委員会の承認を経て、国際収支マニュアル第7版（BPM7）が公表された。

国際収支マニュアル改訂の過程で議論された論点は多岐にわたるが、ビットコインのように対応する負債を伴わない暗号資産（CAWLM）の扱いは、最も活発に議論された論点の一つであった。

BPM7 は、①CAWLM を非金融・非生産資産に分類する（国際収支統計では **Capital Account** に計上する）、②CAWLM の取引検証（マイニング）は暗号資産の生産ではなくサービス（検証サービス）とし、サービス収支に計上する、③マイニングを消費する主体（＝サービスの輸入主体）は、「当該暗号資産の既存の所有者全体から構成される概念上のコミュニティ」とする等、国境を越える様々な暗号資産関連取引の扱いを規定した（2025SNAにおける規定も基本的に同じ）。こうした諸規定が、今後マクロ経済統計に暗号資産を計上するに当たっての原則となる。

もともと、BPM7 等の検討過程においては、CAWLM を金融資産とすべきとの強い意見があったことに加え、①マイニングを「検証サービス」と扱うにしても、サービスの消費主体を「当該暗号資産の既存の所有者全体から構成される概念上のコミュニティ」とすることには、地域分類が困難である等の実務上の困難が伴うこと、②暗号資産が種類・態様などの面で急速に変化・発展しており、今後想定外のものが現れる可能性があること等を踏まえ、BPM7 自身が暗号資産の扱いをリサーチ・アジェンダに残して今後も検討を続けることとしている。

今回の報告では、BPM7 における暗号資産に関する計上原則を整理するとともに、残された課題についても解説することとしたい。